

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇選管告示 県議会議員当選者の住所及び氏名  
羽合町長選挙の当選の効力に関する訴願  
裁決

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会議員の各選挙区選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

昭和三十四年四月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

### 選挙区

### 住所

### 氏名

鳥取市	鳥取県鳥取市藪片原町三二ノ一	廣田 藤衛
	鳥取県鳥取市西町三三五ノ一	仲市 實
	鳥取県鳥取市国安九一ノ一	千代西尾泰章
	鳥取県鳥取市卯垣一五四ノ一	廣田 幸一
	鳥取県鳥取市倭文四一二ノ四	加藤 重藏
	鳥取県鳥取市立川町四丁目二二八	井上 安榮
	鳥取県鳥取市浜坂四六四	上根 政幸
米子市	鳥取県米子市角盤町三丁目二七	柳谷 保一
	鳥取県米子市夜見町二、七六五	西村 清則
	鳥取県米子市道笑町二丁目八九	妹尾 三男
	鳥取県米子市西福原三〇八	戸田 俊巳
	鳥取県米子市加茂町一丁目三三	森本 繁藏
	鳥取県米子市加茂町二丁目八七	栗林 力吉
倉吉市	鳥取県倉吉市明治町三六三ノ一	竹の家啓三郎
	鳥取県倉吉市志津二〇六	小林 正隆
	鳥取県倉吉市山根三四九	小谷 善高
境港市	鳥取県境港市新屋町四一	安田 貞栄

鳥取県境港市竹内町一、〇一〇 竹中 栄  
 岩美郡 鳥取県岩美郡岩美町大字大谷六一 前田 玄一  
 七 鳥取県岩美郡岩美町大字大谷六〇 奥田憲太郎  
 八頭郡 四 鳥取県八頭郡智頭町大字芦津四一 武田 克人  
 二 鳥取県八頭郡郡家町大字郡家二六 井上 善一  
 二 鳥取県八頭郡用瀬町大字用瀬四七 国岡 勇  
 九ノ一五 鳥取県八頭郡河原町大字曳田一九 太田実太郎  
 四 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜二八 木島 公之  
 八 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜二八 木島 公之  
 五 鳥取県八頭郡青谷町大字奥崎二一 山本 壽延  
 七 鳥取県八頭郡氣高町大字勝見七一 岩田 瀧夫  
 七 鳥取県東伯郡羽合町大字上浅津一 島田 安夫  
 一六ノ一 鳥取県東伯郡東伯町大字八橋一、堀江 實藏  
 四四一

鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕一、林原 嘉武  
 五六六 鳥取県東伯郡東郷町大字小鹿谷二 藤井 政雄  
 七七 鳥取県東伯郡東郷町大字久見五一 秋久 勲  
 一 鳥取県東伯郡大栄町字原一、一一 沢住 辰藏  
 西伯郡 鳥取県西伯郡岸本町吉長二八ノ二 野坂 浩賢  
 鳥取県西伯郡大山町莊田五八三 遠藤 壽雄  
 鳥取県西伯郡大山町稲光三〇 金井甚太郎  
 鳥取県西伯郡西伯町大字東上一、生田 泰治  
 〇一〇 鳥取県西伯郡西伯町大字東上一、生田 泰治  
 日野郡 鳥取県日野郡溝口町白水一四一 松原 一男  
 七 鳥取県日野郡江府町大字吉原八七 新見 修  
 鳥取県日野郡日南町河上六九八 入澤 輝

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和三十四年一月二十八日東伯郡羽合町橋津四三番十二地坂本小治郎から提起された昭和三十三年十二月二十三日執行の羽合町町長選挙の当選の効力に関する訴願について、次のとおり裁決した。

昭和三十四年四月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

裁 決 書

鳥取県東伯郡羽合町橋津四三番十二地

訴願人 坂本 小治郎

右訴願人から提起された昭和三十三年十二月二十三日執行の東伯郡羽合町町長選挙において当選人と決定された秋田義治の当選の効力に関する訴願について、当委員会は次のように裁決する。

主 文

この訴願は棄却する。

訴願の要旨

訴願人は、昭和三十三年十二月二十三日執行の東伯郡

羽合町町長選挙の当選の効力に関し、訴願人がなした異議の申立について、羽合町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が昭和三十四年一月十三日付をもつてなした決定を取り消し、当選人秋田義治の当選を無効とするとの裁決を求め、

その理由として、

一 昭和三十三年十二月二十三日執行の羽合町町長選挙における候補者秋田義治は、昭和三十二年四月十日執行の同町長選挙の当選人であるが、その後右選挙における戸別訪問の規定違反により広島高等裁判所において罰金刑六千円の判決を受け、現在最高裁判所に上告中であつて、訴訟係属中であるにもかかわらず、任期二年四箇月を残して同町長の職を辞し、さらに昭和三十三年十二月二十三日執行の同町長選挙に立候補した者であるが、もし同人が右上告を取り下げた場合、右高等裁判所の判決は確定し、これと同時に同人のさきの選挙における当選は無効となるものであるから、本件選挙の候補者たる資格はないものである。

二 公職選挙法(以下「法」という。)第八十七条の二の規定により町長の退職を申し出た者は、当該退職の申立があつたことに因り告示された選挙については立候補の制限を受けるものであり、ことに町村合併により区域が拡大された現在においては、同法の適用は厳格であるべきであり、同人の本件選挙における候補者たるべき資格はないものである。

三 町委員会は、訴願人の前記一の主張に対して法第二百五十四条の規定による当選人等の処刑の通知がないので、秋田義治の本件選挙における候補者たる資格は失われていないというが、同人の上告の取下げ等により判決が確定しているか否か事実調査を行つた上で異議の決定をすべきであつて、なんらの調査も確認もしないまま訴願人の異議申立を却下したことは明らかに不当である。

というのである。

#### 裁決の理由

よつて当委員会は、この訴願を受理し、審査するに、

#### 訴願理由一について

これについて当委員会の調査したところ、訴願人のいう本件選挙における候補者秋田義治は、昭和三十二年四月十日の羽合町町長選挙の当選人であること及び同人が当該選挙の選挙犯罪(法第二百三十九条第一号及び第三号の罪)により鳥取地方裁判所倉吉支部及び広島高等裁判所松江支部において罰金刑の判決を受け、最高裁判所に上告中、町長の職を退き、直ちに本件選挙に立候補した者であること並びに右判決と同時に法第二百五十二条第三項の規定により選挙権及び被選挙権を停止しない旨の宣告を受けている事実が認められた。

訴願人は、この事実に基づいて秋田義治の候補者たる資格はないと主張するのであるが、被選挙権の有無は立候補者たる資格の効力要件とはいひ難く、ただ被選挙権のない者が立候補した場合は、同人に対する投票がすべて無効投票となり、したがつて有効に当選人たり得ないというにとどまるものであることは、法第六十八条及び第八十六条並びに第九十九条の規定に照らして明らか

である。まして、秋田義治が本件選挙の候補者たる届出を行つたとき及び選挙会において当選人に決定される際にはいまだ訴訟係属中であつて、同人に対する処刑は不確定の状態であつたのであるから、同人の被選挙権は喪失されておらず、したがつて当選の効力にはなんら影響を及ぼすものではない。

なお、同人が上告中であつた最高裁判所において昭和三十四年三月十九日上告棄却の決定があり、同年三月二十四日右判決は確定したので、法第二百五十一条の規定により昭和三十二年四月十日執行の羽合町長選挙における同人の当選者たる資格は喪失することとなるが、すでにこのときは、町長を退職して法第百十四条の規定による選挙が行われた後であつたのであるから、実質的には右判決の効力は生じない結果となつている。

しかし、右上告審の決定により前述のとおり選挙権及び被選挙権を停止されていないのであるから、本件選挙における同人の当選の効力は有効であり、訴願人の選挙犯罪に関する係争中の立候補の届出及びこれに基づく当

選の効力は無効であるという主張はなりたない。訴願理由二について

訴願人は、法第八十七条の二の規定により町長選挙についても町長の職の退職を申し出た者は、当該退職の申立があつたことに因り告示された町長の選挙における候補者となることのできないものであり、とくにこの規定が都道府県知事又は市長の職のみに関して定めてあるとしても、町村合併による町の区域の拡大によりこの規定が類推適用されるべきであるとの主張であるが、道義上の問題はともかく法律的には本来公職における立候補の制限規定が例外である以上町村長の選挙にまで拡大して解釈することは許されるべきではないから、これを理由とする訴願人の主張はなりたない。

#### 訴願理由三について

訴願人は、町委員会が秋田義治にかかる上告事件が確定しているか否かを調査せずして、異議の決定を行つたことは不当であり、もし異議の決定の際に判決が確定しておれば、同人の当選は無効であり、したがつて町委員

会は同人の当選を取り消すべきであつたとの主張であるが、昭和三十四年三月二十四日確定の右判決がかりに異議の決定の際に確定していたとしても、その効果は昭和三十三年四月十日執行の町長選挙の当選が無効となるにすぎず、本件選挙の当選の効力には及ばないものであること法第二百五十一条の規定により明らかであり、まして町委員会の異議の決定の際には同人に対する罪は確定してはなかつたのであるから、訴願人の異議の申立を容認しなかつた町委員会の決定は正当であり、訴願人の請求は認められない。

よつて、当委員会は主文のとおり裁決する。

昭和三十四年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 武井正雄

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所

印

刷

所 県